

四街道市認定農業者推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条による認定を受けた市内の農業者(以下「認定農業者」という。)が持続的かつ安定的な農業経営を確立することを目的に、農業経営改善計画を推進するために必要な施設・機械等の整備に要する経費について、予算の範囲内において四街道市認定農業者推進事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、四街道市補助金等交付規則(昭和46年四街道市規則第6号。以下「規則」という)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業の種目等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種目、補助対象者及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、市長が別に定める期日までに、補助金等交付申請書(規則様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合には市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けること。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金等交付決定(内示)通知書(規則様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請書)

第6条 規則第8条の2の規定により承認を受けようとする場合には、補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(規則様式第2号の2)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により報告しようとするときは、市長が別に定める期日までに、状況報告書(様式第1号)を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(規則様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、補助金等交付確定通知書(規則様式第4号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書(規則様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第15条第2項の規定において準用する規則第14条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等概算払請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第16条の規定による通知は、補助事業等交付決定取消通知書(様式第3号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第16条2の規定による返還命令は、補助金等返還命令書(様式第4号)によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(事業実施の特例)

2 この要綱の施行の日以前の四街道市認定農業者推進事業補助金交付要綱の規定に基づいて実施した事業については、令和元年度から起算し過去5年間の実施状況にかかわらず、事業を実施することができる。

別表(第2条)

事業種目	補助対象者	補助率	備考
農業経営改善計画を推進するために必要な施設・機械等	農業経営改善計画の認定を受けた経営体。ただし、本要綱に係る事業予算の会計年度において、一度も事業を実施していない場合に限る。	事業費の1/3以内とし、1,000千円を上限とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。	事業の採択にあつては、補助対象者の直近の実績を考慮することとする。